

# 「雪谷高校野球部後援会」会則

(名称)

第1条 本会は「雪谷高校野球部後援会」と称する。

(目的)

第2条 本会は雪谷高校野球部を応援し、併せて財政援助を行なうことを目的とする。

\* 具体的な活動

- ① 本会ホームページなどによる、雪谷高校野球部応援促進活動
- ② 雪谷高校野球部への財政援助
- ③ 総会および会員相互の親睦を図るための懇親会の開催
- ④ 野球部保護者会やその他応援組織との連携
- ⑤ その他本会目的達成に必要な活動

(会員)

第3条 会員は雪谷高校卒業生で、本会の趣旨に賛同し、年会費を納入した者とする。

雪谷高校卒業生以外で入会を求める者は、「特別会員」と称し、役員会で入会を認められた者に限る。

(役員)

第4条 本会運営のため、下記に定める役員を置く。

- ・会長 1名 ・副会長1名 ・事務局長1名 ・会計1名
- ・会計監査1名 ・運営幹事 若干名

(人事)

第5条 会長及び役員的人事は、総会において出席者の3分の2以上の同意をもって決する。

(規約の改正、解散)

第6条 規約の改正及び解散は、総会において出席者の3分の2以上の同意をもって決する。

(運営)

第7条 本会の運営において諸問題が発生した場合は、随時役員会を開催して審議を行ない解決する。

(財務)

第8条 活動に必要な資金については、会計が適正な管理を行い、毎年適宜な方法により、会員に報告する。

(会費と会員募集)

第9条 本会の年会費は下記の通りとし、年度毎に新たに会員を募集する。年会費は下限であり、上限は設けない。

- ・40歳以上2000円
- ・40歳未満及び特別会員1000円

(年度)

第10条 本会の年度は10月1日より翌年の9月30日の1年間とする。

(設立年月日)

第11条 本会の設立年月日は平成23年2月26日とする。

(規約施行日)

第12条 本会則は平成23年10月23日より施行する。